ヌ～ヲ　（略）

ワ　届出をして貸出業を行う者、届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

カ～レ　（略）

ソ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、動物を見物客等と接触させる場合には、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。見物客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が見物客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について見物客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、見物客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

(2)　哺乳類を見物客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する見物客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

ツ　（略）

ネ　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　譲渡業者にあっては、哺乳類の譲渡しを行う場合には、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を譲渡しに供するよう努めること。

(2)　（略）

(3)　譲渡業者にあっては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(一)～(三)　（略）

(四)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に係るものに限る。）

(五)～(七)　（略）

(八)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(九)・(十)　（略）

ヌ～ヲ　（略）

ワ　届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

カ～レ　（略）

ソ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

（新設）

（新設）

ツ　（略）

ネ　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　譲渡業者にあっては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

(2)　（略）

(3)　譲渡業者にあっては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(一)～(三)　（略）

(四)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(五)～(七)　（略）

(八)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(九)・(十)　（略）